

軽種馬育成強化資金利子補給事業実施要綱の改正について

改正後	現行	備考
第6 強化資金の融通 (略) 3 貸付条件 (3) 貸付限度額 貸付限度額は、1 経営体当たり3億円とする。 <u>なお、別会員として登録されている牧場であっても、同一施設内において本人あるいは親族等が営み、同一経営とみなされるものは1 経営体として扱うこととする。</u>	第6 強化資金の融通 (略) 3 貸付条件 (3) 貸付限度額 貸付限度額は、1 経営体当たり3億円とする。	(変更)